



東京都 自転車活用推進計画

～サステナブル・リカバリーに向けて、快適走行!～

2021年(令和3年)5月







「東京都自転車活用推進計画」の改定にあたって

自転車は、誰もが気軽に利用でき、健康づくりにも資する身近な交通手段です。環境負荷も少なく、今後、東京を車中心から人中心の街へと変えていくためには、より一層、自転車を活用していく必要があります。



一方、都内の自転車関連事故の発生件数は、ここ数年、増加傾向にあります。2020年には全事故に占める割合が40.6%となり、全国平均21.9%と比べて非常に高く、安全確保が重要な課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、自転車を取り巻く社会情勢を大きく変えました。自転車は、「密閉、密集、密接」の3密を回避する交通手段であり、「新しい日常」が定着した社会にふさわしい乗り物と言えます。しかしながら、宅配デリバリーサービスの利用増加なども背景に、交通ルール、交通マナーに関する新たな課題も生まれてきました。

東京都は、現在、コロナ禍を乗り越えた先に、ただ元の東京に戻るのではなく、その経験を都市の持続的な発展に繋げる「サステナブル・リカバリー」の視点で政策を展開しております。自転車の活用に関しても、今ここで、その利点を伸ばし課題に着実に対処していくことが、将来にわたって安全で快適な都市を実現することに繋がっていきます。そのため、今般、「サステナブル・リカバリーに向けて、快適走行！」と銘打ち、今後10年間の施策を総合的に取りまとめ、「東京都自転車活用推進計画」を改定いたしました。

無電柱化事業など、まちづくりとも連携して自転車通行空間を確保しながら、これをネットワーク化し、安全・快適な利用環境を創出します。また、MaaSの実装も見据え、地域特性に応じた公共交通との連携を図ることで、自動車への依存度を低減し、CO₂排出量の削減や大気環境の改善にも貢献してまいります。交通事故を無くすには、歩行者、自転車、自動車がそれぞれ交通ルールを理解し、周囲への配慮を忘れないことも大切です。学校や家庭をはじめ、地域・社会全体で自転車の安全教育を進めてまいります。

2030年度に向けて、誰もが安心して快適に自転車を利用できる環境を創り出すことで、都民の皆様の生活が一層充実するよう取り組んでまいります。

令和3（2021）年5月

東京都知事

小池百合子

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 概要 | 1 |
| 1 計画の位置付け | 1 |
| 2 計画の概要 | 2 |
| (1) 計画の目的 | 2 |
| (2) 計画の区域 | 2 |
| (3) 計画の期間 | 2 |
| (4) 関連する既定計画 | 3 |
| 第2章 現状と課題 | 10 |
| 1 自転車の利用状況 | 10 |
| (1) 東京都内の自転車の保有・利用状況 | 10 |
| (2) 東京都内の路上駐車状況 | 17 |
| (3) 東京都内の自転車シェアリングの利用状況 | 19 |
| (4) 東京都内の放置自転車の状況 | 21 |
| (5) 東京都内の道路幅員の状況 | 23 |
| 2 自転車利用と健康 | 24 |
| (1) 健康・体力の状況と自転車利用 | 24 |
| (2) 東京都内の自転車通勤の状況 | 27 |
| 3 自転車と観光・国際交流 | 29 |
| (1) 東京都内の自転車レースの開催状況 | 29 |
| (2) 旅行者の推移・自転車観光の状況 | 31 |
| 4 自転車関連事故の発生状況 | 34 |
| (1) 東京都内の自転車関連事故の推移 | 34 |
| (2) 東京都内の自転車関連事故の発生状況 | 35 |
| (3) 東京都内の自転車事故の内訳 | 36 |
| 5 新技術の進展とライフスタイルの変化への適応 | 40 |
| (1) MaaSの社会実装の進展 | 40 |
| (2) 新たなモビリティ | 42 |
| (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい日常 | 43 |
| 6 現状を踏まえた課題 | 49 |
| 第3章 自転車活用推進に向けた積極的な取組 | 50 |
| 1 目指すべき将来像 ～誰もが自転車を安全・安心・快適に利用できる環境づくり～ | 50 |
| 2 積極的に取り組む事項 | 52 |
| 3 施策の内容 | 54 |
| (1) 自転車ネットワークの形成 | 54 |



| | |
|---------------------------------------|------------|
| (2) 自転車安全対策の強化 | 55 |
| (3) 自転車シェアリングの広域利用促進..... | 56 |
| (4) 新しい日常への対応 | 57 |
| 第4章 実施すべき施策..... | 58 |
| 1 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～ | 60 |
| (1) 自転車通行空間等の計画的な整備推進..... | 60 |
| (2) 総合的な駐車施策の推進 | 65 |
| (3) 自転車シェアリングの普及促進..... | 68 |
| (4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進..... | 72 |
| (5) 放置自転車対策の推進 | 74 |
| (6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施..... | 76 |
| (7) 多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進..... | 78 |
| 2 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～ | 79 |
| (1) サイクルスポーツ振興の推進..... | 79 |
| (2) 健康づくりの推進 | 80 |
| (3) 自転車通勤等の促進 | 81 |
| 3 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～ | 82 |
| (1) 国際的なサイクリング大会等の開催..... | 82 |
| (2) サイクリング環境の創出 | 84 |
| (3) 観光への自転車の活用 | 85 |
| 4 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～ | 86 |
| (1) 安全性の高い自転車普及の促進..... | 86 |
| (2) 自転車の点検整備の促進 | 86 |
| (3) 自転車の安全利用の促進 | 87 |
| (4) 学校における交通安全教育の推進..... | 95 |
| (5) 災害時における自転車の活用..... | 95 |
| 第5章 自転車活用推進重点地区の設定..... | 96 |
| 1 目的..... | 96 |
| 2 自転車活用推進重点地区のイメージ | 96 |
| 3 先行推進重点地区の選定 | 101 |
| 4 今後の取組..... | 104 |
| 第6章 計画のフォローアップ..... | 105 |